

令和8年6月26日

各位

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐神 昌子

【令和8年度 他県連携相互送客促進事業】
「道外地方空港所在地域におけるメディアタイアップ情報発信取材費支援事業」
に係る募集について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、主に本道と直行便が就航している道外他県およびその周辺地域において、地域所在のメディアから北海道の観光情報を独自の視点で魅力的に発信することにより、当該地域における本道への旅行需要を喚起し、来道者数の増加を図るべく、下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名：【令和8年度 他県連携相互送客促進事業】
「道外地方空港所在地域におけるメディアタイアップ情報発信取材費支援事業」
2. 期 間：【前期】対象取材期間：採択決定後 ～ 令和8年11月13日（金）
媒体露出期間：9月上旬（予定）～ 令和8年11月27日（金）
【後期】対象取材期間：採択決定後 ～ 令和9年 2月 8日（月）
媒体露出期間：12月上旬（予定）～ 令和9年 2月12日（金）
3. 内 容： 別紙「募集要項」を参照
4. 今後のスケジュール
【前期】
（1）企画提案書提出 令和8年8月31日（月）12時まで
（2）審査会の実施 令和8年9月 8日（火） 予定
（3）助成事業の決定 令和8年9月 9日（水）以降の予定
【後期】
（1）企画提案書提出 令和8年11月20日（金）12時まで
（2）審査会の実施 令和8年11月26日（木） 予定
（3）助成事業の決定 令和8年11月27日（金）以降の予定
5. 事業説明会について
本事業に関する事業説明会はございません。事業内容に関する質問は、個別に受け付けます。回答については、受付後速やかに通知します。
6. 問い合わせ先（【募集に関する内容】は本事業事務局：募集要項 10. 参照）
事業本部 観光ブランド推進部 担当：坂本・小島 TEL：011-231-0941
E-mail：h_sakamoto@visithkd.or.jp n_kojima@visithkd.or.jp

【令和8年度 他県連携相互送客促進事業】

「道外地方空港所在地域におけるメディアタイアップ情報発信取材費支援事業」 募集要項

1. 事業目的

主に本道と直行便が就航している道外他県およびその周辺地域において、地域所在のメディアから北海道の観光情報を独自の視点で魅力的に発信することにより、当該地域における本道への旅行需要を喚起し、来道者数増加を図る。

2. 対象者

主に本道との直行便が就航している次の12県内に訴求可能なテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ウェブメディア、SNSアカウント等の各種媒体を有し、当該媒体を通じて情報発信を行うメディア事業者。なお、SNSアカウントによる情報発信については、当該メディアが運営するSNSアカウントによる情報発信やインフルエンサー等と連携した企画を含むものとする。ただし、インフルエンサー個人による単独応募は対象外とする。

※宮城県、茨城県、新潟県、富山県、石川県、長野県、静岡県、兵庫県、広島県、福岡県、熊本県、沖縄県

※前記12県に所在する空港を利用する隣接県などについては、これらの県内へ訴求可能な媒体を有するメディア事業者についても対象とする。

3. 期 間： 【前期】取材対象期間：採択決定後 ～ 令和8年11月13日（金）
対象露出期間：9月上旬（予定）～ 令和8年11月27日（金）
【後期】取材対象期間：採択決定後 ～ 令和8年 2月 8日（月）
対象露出期間：12月上旬（予定）～ 令和8年 2月12日（金）

4. 対象経費および金額

取材経費として航空代金、宿泊費、北海道内交通費、レンタカー代、体験取材費等（※但し飲食代は対象外）と取材スタッフ人件費、編集費を対象とし、1企画あたりの支援額は1,000千円を上限とする。なお企画提案は1事業者につき1提案とする。

※取材時の撮影に係る食事、飲料等は対象外とする。

※取材経費の領収証は、精算時に必ず提出のこと。

※道外在住者が北海道にて取材する経費を対象とする。

※広告出稿料およびタレント、モデル等の出演費は対象外とする。

※企画提案の広告換算価値は支援金額の2倍以上を目安とする。

※放送電波料等は含まれません。

5. 企画提案の内容、テーマ等

次の（1）～（8）の条件を満たす北海道の特集であること。

- （1）閑散期の誘客や地域偏在の解消又はエリアを絞った拠点型観光に繋がるテーマや企画
- （2）北海道を“行きたい場所”から“推したい旅先”へと想起させる企画、身近で手軽に行ける北海道、何度も行きたくなる旅のイメージを想起させる企画
- （3）下記テーマ性のもと①②のいずれかのポイントが明確である企画
テーマ性 「まだ知らない“好き”に会いに行く。」
北海道の良さを説明するのではなく、“北海道を好きになる理由を増やす”企画

【重点テーマ】

「ガストロノミーツーリズム」、「リトリート旅（心身をリフレッシュし自分自身と向き合う時間を過ごす旅のスタイル）」、「時間差旅※1」、「アドベンチャートラベル（AT）」など

※1 時間差旅とは

「日程」「時間」「場所」を少しずらして楽しむ“混雑を避けながらも、しっかり北海道の魅力を体感できるピークをずらした楽しみ方（旅のスタイル）”

①市場性（アクティブシニア層、ファミリー層、若年層、一人旅、趣味層など）

②ストーリー性

(4) 紙面やweb、テレビなど各メディア単体での展開のみならず、提案媒体のタイアップ企画等の周知・拡散など、ホームページ、WEBページ、SNS等を活用した複合的な露出かつ定量測定できる企画とすること。

(5) 効果測定について

本事業にて取材を行った当該番組の視聴率やアーカイブ視聴数、WEB記事等のPV数、SNSのリーチやエンゲージメント（保存やいいね）、プレゼント応募数のほか、各種属性データなど、事業効果の測定が可能なKPIについて目標とする数値・開示可能なデータを企画提案書内に明記すること。

(6) 取材対象素材

北海道内各地域のリアルな観光コンテンツをPRするため、当機構が運用・発信する以下の観光ウェブサイトを参考とするほか、提案者においても必要なリサーチを行い企画テーマに沿った効果的な訴求ができるよう取材を実施すること。

また、札幌市以外に所在する観光地または観光施設およびコンテンツを1カ所以上、取材対象に加えること。

① 北海道観光公式サイト「HOKKAIDO LOVE!」

URL: <https://www.visit-hokkaido.jp/>

② 「HOKKAIDO LOVE! LINE公式アカウント/キュンちゃんの取材日記」

URL: <https://visit-hokkaido.jp/line/diary/>

(7) フライト情報

具体的な北海道旅行の旅程をイメージできるよう、対象12県内空港と道内空港を結ぶフライト情報を必ず盛り込み、露出すること。

① 直行便が運航している場合、直行便情報の掲載を優先すること。直行便の便宜が良くない場合、経由フライト情報の掲載も可とする。

② 直行便が運航していない場合、便宜の良い経由フライト情報を掲載すること。

(8) その他

① 取材に際しては、当機構事業である旨を伝えた上でアポ取り・取材を行うこと。

② 編集にあたっては、北海道観光機構ロゴ、「HOKKAIDO LOVE!」ロゴ、イメージキャラクターとして北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」を活用すること。

③ 各種ロゴ、素材は採択後、当機構と協議の上掲載すること。

④ 当機構が実施予定である搭乗キャンペーン情報等の周知、掲載等を行うこと。

(キャンペーン予定/第1弾: 8月20日~10月18日、第2弾: 10月31日~1月31日)

⑤ 効果測定のためWEB・SNSでの掲載にあたっては、契約終了日の1ヵ月前までに掲載を完了すること。

⑥ 本事業の実施にあたっては、ステルスマーケティング規制法の禁止行為に該当しないよう留意の上、制作を行うこと。

6. 選定方法、採択数、採択決定時期

(1) 事業者選定方法と採択数

ヒアリングは実施せず、当機構が設置する審査会において企画提案書の書類審査を行い選定する。採択数は各県ごとに1~2社程度を予定。

※【前期】【後期】各期6~7社程度を目安とする。

※予算上限等により上限に達した場合、採択数を制限する場合があります。

(2) 選定基準

① コンセプトの理解度

- ・閑散期の誘客や地域偏在の解消又はエリアを絞った拠点型観光に繋がる記事内容であるか。
- ・北海道を“行きたい場所”から“推したい旅先”へと想起させる企画、身近で手軽に行ける北海道、何度も行きたくなる旅のイメージ身近で手軽に行ける北海道、何度も行きたくなる旅のイメージを想起させるか

② 企画力

- ・前記コンセプトを具現化する企画内容となっているか。
- ・「前述の5. 企画提案の内容、テーマ等(3)」で示した市場性、テーマ性、ストーリー性に関連する提案内容であるか

③ 媒体力

- ・提案媒体の量（発行部数、発行エリア、WEBのPV数、SNSのフォロワー数、リーチ数やエンゲージメント数等）や質（対象顧客層への浸透度・継続性等）を総合して評価する。

④ 経済合理性

ア 企画提案の広告換算価値が支援金額の2倍以上あるか。

イ 次の企画提案内容については加点评価とする。

- ・当該番組の視聴率やアーカイブ視聴数、WEB記事等のPV数、SNSのリーチやエンゲージメント（保存やいいね）、プレゼント応募、各種属性データなど、事業効果の測定が可能なKPIについて目標とする数値や手法・開示可能なデータが明確であり、企画等の効果測定可能な内容である。
- ・テレビなどの放送番組や特集記事等のタイアップコンテンツの二次利用が可能な提案。

※北海道観光機構は「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意ください。

【例】タイアップのテレビ番組や特集内における赤れんが庁舎への誘客をPRする露出など

(3) 採択決定時期

審査会終了後、速やかに採否を通知する。

7. 応募申請に必要な書類

次の書類を、下記「9. 提出先」までデータで提出すること。下記(2) 企画概要書及び(4) 見積書の専用書式は提出先のフォームからダウンロードすること。

(1) 企画提案書

次の①～⑥の内容をまとめ、PDFデータで提出すること。

- ①媒体名
- ②掲載時期／放送時期

- ③ページ数／放送時間帯・尺等
 - ④特集テーマ・企画内容・KPI の指標・数値・効果測定手法・開示可能データ
 - ⑤取材場所、取材時期、取材人数。（取材行程表案を提示すること）
 - ⑥提案した企画の広告換算値（広告料金、スポットCM料金を元に算出し算出根拠となる料金表などを添付すること）
- (2) 企画概要書（専用書式）
 - (3) 媒体資料
 - ①媒体の概要が分かる資料（発行部数、放送エリア、読者・視聴者データなど）
 - ②媒体の広告料金が分かる資料
 - (4) 見積書（専用書式）
 - ①企画提案書とは別に作成し、代表印を捺印すること。
 - ②取材経費（航空代金、宿泊費、北海道内交通費、体験取材費等）および取材スタッフ人件費、編集費（タレント、モデル等の出演費は含まない）を明記すること。
 - ③取材人数を明記すること。
8. 企画提案書提出期限
- 【前期】 令和8年8月31日（月）12時まで
 - 【後期】 令和8年11月20日（金）12時まで
9. 提出先
- 下記formrunシステムへ期日までに必要書類をデータ化し提出すること。
<https://form.run/@r8-media-promotion>
10. 問い合わせ先
- 【募集に関する内容】**
令和8年度他県連携相互送客促進事業事務局
（「令和8年度他県連携相互送客促進事業」受託コンソーシアム 担当：株式会社JTB北海道事業部） TEL：070-1772-5743
- 【本事業に関する内容】**
公益社団法人北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部 担当：坂本・小島
TEL：011-231-0941
11. 採択後、媒体掲出までの手続き
- ①採択通知をもって、採択確定とする。
 - ②取材出発前には、必ず取材行程を提示すること。
 - ③成果物には取材協力のクレジット表記掲載を原則とする。ただし、媒体特性等を勘案し、協議の上認めた場合はこの限りではない。
 - ④クレジット表記や記載必須事項の確認のため、出版・掲載前で修正対応が可能な段階で、必ず校正紙（誌）データを提出すること。
12. 事業完了後の手続き
- ①取材内容の媒体掲出完了後、当機構が定める様式による完了報告書（鑑文、要

代表印) および任意の様式による報告資料を作成すること。

- ② 成果品（掲載媒体）現物を最低2部提出すること。
- ③ 報告資料には、各種広告媒体を活用したPRの詳細と合計金額およびその効果（広告費用換算、メディア露出、WebサイトPV数等）を明記すること。
- ④ ウェブサイトの成果品は、URL提示のみは不可とする。画像ファイルやPDFなどハードコピーとして掲載内容を残せる形で提出すること。
- ⑤ テレビ・ラジオの成果品は、OA同録をDVDまたはUSBにより提出すること。
- ⑥ 完了報告書、報告資料、成果品の提出とともに請求書（経費明細書含む）を発行すること（報告以前の日付は不可）。
- ⑦ 振込先は会社名義の口座とし、個人口座の振込みは不可とする。

13. その他留意事項

- ① 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- ② 企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または支援内容を変更することがある。また当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。
- ③ この指示書に定めるものの他、必要な事項は当機構が別に定めるものとする。
- ④ 再委託の禁止について
 - ・ 再委託の予定がある場合は（下記Bの業務に限る）、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承認を得る必要があるので留意すること。
 - ・ 当機構の承認を要する再委託の範囲は、次の区分におけるBを言う。
 - A「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定および技術的判断等）・・・再委託を行うことは出来ない。
 - B「業務の主たる部分」および「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承認を要する。
 - C「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。
- ⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。以上